

中央共闘における議論経過と見解

5月22日 国鉄闘争支援中央共闘会議常任委員会

5月22日、国鉄闘争支援中央共闘会議は幹事会を開催し、国労組織の不団結状況を反映して共闘の仲間にも同様な事が発生していたことをふまえ、以下の「中央共闘における議論経過と見解」に基づいて団結を図り、支援態勢を強化していくことを確認した。

1 はじめに

昨年5月30日、与党三党と社民党との間で「JR不採用問題の打開について」とする合意が成立しました。

四党で合意された解決の枠組みは、国労が大会で「JRに法的責任がないことを認めることを決定」したのを受けて、雇用、訴訟取下げ、和解金の三項目について与党及び社民党が協力することを確認するというものでした。

国労本部は7月1日の臨時全国大会以降、三回にわたる大会とその間の全組合員による一票投票を実施しましたが、いずれも結論を出すには至らず、迎えた本年1月27日の第67回定期全国大会続開大会において、四党合意の受け入れを含む運動方針案を賛成多数で決定し、あわせて前執行部の退任により、高嶋昭一中央執行委員長を中心とする新執行部を選出しました。

この間、国労内で生じた激しい意見対立の影響は少なからず中央共闘のなかにも反映しました。中央共闘における議論経過についてまずは報告します。

2 議論経過について

(1) 6・8常任幹事会および6・27全国代表者会議

6月8日に開催した中央共闘常任幹事会では、「JRに法的責任がない」ことを認める四党合意をめぐって各加盟団体から懸念が表明され、まとめとして出された中里議長提起「共闘の仲間に訴える」は、真摯な討論のすえに二瓶事務局長一任とし、7月1日に開かれる臨時大会等の推移や国労内の議論の結果を見て、あらためてコメントをまとめることを確認した。

つづく6月27日に開催した全国代表者会議では、議長が「四党合意の問題をめぐって、賛否両論の議論は予断を許さない状況にある。7・1臨時大会においては十分に議論され、いかなる結論になっても国労の団結が強化され前進することを願う」と挨拶し、質疑・応答のなかで出された意見を踏まえ長柄、

事務局長が「中央共闘の立場として最終的には国労が決定すべきだと考えている。しかし各加盟団体からJRに法的責任がないことを認める四党合意に批判的な意見が多く、また、基本的には受け入れに賛成としながらもっと慎重にすべきだという意見もあったことから、国労本部には出された意見は伝えていく」と集約しました。

(2) 7・25 常任幹事会

そして休会となった7月1日の臨時大会続開大会が8月26日に召集されることが決定したなかで、国労本部三役の同席のもと、7月25日に常任幹事会を開催しました。国労本部からは、臨時大会の休会で政治の場における解決が中断している。解決の具体的な中身は続開大会まで出てこないと思うが、動きは見えるようにしたい。休会となった責任の一端は執行部にもあるが、壇上及び会場周辺で許し難い暴力行為が行われたのも事実である。休会は組織にとって不正常的な状態であり、続開大会の早期開催は急務である。闘争団との協議など最低限の努力はしていきたいとの報告がありました。

議長から「時本的に中央共闘は国労の機関決定を尊重する。国労が機関で決定したならそれを支持し、支援する。その軸足を崩してはならない。四党合意は国労が苦渋の選択をしたと思う。四党合意に対する見方はさまざまあるが、解決をかちとろうという点では皆が一致できると思う」との考えが示され、その後討論に入りました。各加盟団体からは「闘争団と国労の話し合いは最大限努力してもらわないと争議を支援した側として何だったのかということになる」「解決水準が藪のなかで前提条件だけを定めることは危険だと思う」「不信感を払拭する条件整備に向けての努力をしてほしい」等の意見が出され、事務局長が「7・1臨時大会のようなことを再び繰り返さないためにも、闘争団とよく話し合ってほしい」旨のまとめを提起し、全体で確認しました。

(3) 9・14および11・21 常任幹事会

8月26日に開かれた国労の臨時大会の続開大会は、四党合意の受入をめぐる執行部提案の採択を行わず、全組合員による一票投票で賛否を求める、現執行部として混乱の責任はまぬがれないため、次期定期全国大会(10月28日～29日)で信を問う、などを旨とした高橋委員長の特別発言を拍手で承認し、約15分で議事を終了しました。中央共闘としてもこうした事態を受けて、9月14日に常任幹事会を開催し、国労本部から続開大会のめぐる経過について報告を受けました。

10月28日～29日の日程で開催された国労第67回定期全国大会は、執行経過報告を無記名投票により採択したものの、「質疑の内容」「採択方法」などをめぐって議場が紛糾し、方針討論に入れなかったため、議事を中断し中央執行委員会、全国代表者会議を開く中で「これ以上の討論は不可能」と判断し、休会となりました。

中央共闘としてもこうした事態のもとで、11月21日に再度常任幹事会を開催し、11・8東京高裁不当判決やILO勧告の概要など現状について認識を深めることとあわせ、前回同様に国労本部から経過について報告を受けました。

(4) 2・8四役会議

本年1月27日の国労第67回定期全国統開大会は、四党合意の受け入れを盛り込んだ執行部の運動方針を賛成多数で可決し、新たに高嶋昭一委員長をはじめとする新執行部を選出しました。

これを受けて中央共闘は2月8日に国労本部三役と今後の解決の見通しなどについて、率直な意見交換を行いました。

冒頭、国労本部からは「異常な大会だったと認識している。ああいう状況でしか開かざるを得なかった。開けなければ組織そのものが崩壊してしまう。しかし、それは国労の事情であり、共闘の皆さんはご迷惑をかけた。四党合意でどういう解決水準となるか不安はある。ILO勧告は不本意であるが公正な補償を求めるなどある程度担保してくれた。ILO勧告を生かして決着をはかる。国労が一枚岩でぶつかっていかないと解決できない。組織をどうやって一枚岩にしていくか。その努力が問われる。国労内部の矛盾で共闘にも迷惑をかけた。いまは何よりも一枚岩で闘いたいという気持ちである」との挨拶がされました。

出された意見は、「共闘との修復をどう考えるか。国労に対する信頼がなくなっている。解決にむかうには交渉のみではなく大衆行動の強化が大事だ」「政治の動きは冷め切っているとのことだが、7月には選挙も控えている。冷め切った関係のなかで出てくる解決案はとんでもないものになるのではないか」「交渉は十分時間をかけてやるべきだ。これまでの大臣の交替や選挙で状況はその都度変わってきた。一喜一憂するのではなく、いま出すなという余裕をもつくらいの構えで臨むべきだ」「一枚岩ができるならとうにできていたのではないか。むしろ要求と行動で一致できる点を探るべき。一致できる環境を整備していくべきだ」「運動の再生に向けて丁寧な協議が必要だ。参議院選挙の動向を含めて情勢分析など、ざくばらんな意見交換の場を続けていくべきだ」「四党合意の枠組みでいえば裁判の取下げがいずれ出てくる。最高裁への対応の問題をどうするのか」「ILOの第二次勧告は問題が多い。広域採用や勤務評定、再就職の

幹旋など事実誤認はそのまま放置できない。是正を求める取り組みを強めるべきと思う」というものでした。

「国労と共闘との修復には何回か率直な意見交換が必要だと思う。早い時期に常幹と総会を開きたい」との議長の考え方と「経過と今後の方向を含めて呼びかけが難しい。総会は支援のあり方を含めて中央共闘の中で十分議論することが前提となる」との事務局長集約のなかで、四役会議としては、ひとまず昨年11月21日以降、国労組織内の議論の推移を見守るとして延期してきた常任幹事会を3月5日に開催することを確認しました。

(5) 3・5 常任幹事会

当日は国労本部三役も同席する中で、常任幹事会を構成する26団体のうち16団体のべ23名が出席しました。質疑・討論では国労の続開大会の運営のあり方、四党合意を受けての解決交渉に臨む考え方、100万署名をはじめとした大衆行動の展開、中央共闘の役割と位置付け等等さまざまに意見が交わされました。

冒頭、中里議長は「国労が方針を決定したのを受け、中央共闘としても共に勝利解決に向けて全力をあげたい」と挨拶し、国労本部の高嶋委員長は「新執行部の任務は不信を払拭し、納得いく解決をつくりだすために、急がず、あわてず、力まず、心をこめて出来ることは何でもやっていくことを基本としたい」と決意を述べました。つづいて寺内書記長が「四回にわたる大会を経て具体的に政治解決を進めていくために四党合意を受け入れる判断をした。この決定に基づき、3月の第二週には四党による協議がスタートするが、まだ端緒についてところである。政府に公正な補償を求めたILO勧告を基本としながら大衆行動を展開するとともに、事実誤認の部分については4月の早い時期にジュネーブへ情報提供を行っていく」と説明し、闘争団全国連絡会議の金児事務局長は「四党合意を横において要求の議論を中心に上京行動を相互に積み上げてきた。率直に言ってまだ本部方針と闘争団の実情がかみあっていないが、調査に基づく闘争団要求はすべての闘争団で一致している」と報告しました。

討論では国労本部との質疑応答を中心としながら、およそ次のようなやりとりがありました。

まず続開大会の運営について「傍聴を希望したが会場に入れてもらえなかった」「機動隊に守られるような形で大会を開いたことは遺憾」「続開大会の持ち方が非常に大きなトゲになっている」との意見が出され、本部側から寺内書記長が「異常であったことは認めている。共闘やマスコミの皆さんに規制をかけたことは大変申しわけなかったと思っている。しかし三回の大会があのように流れるのは労働組合としては異常な事態。失敗すれば組織の存亡にかかわると

いう状況にもあったことはご理解願いたい」との回答がされました。

また「JRの不当労働行為を免罪した東京高裁判決は不当であると最高裁に上告する一方、四党合意でJRに法的責任はないと決めたのは矛盾している。裁判闘争と政治解決の整合性をどう考えるのか」「ILO勧告に沿った解決を基本とすれば、事実誤認の部分まで追認することになるのではないか」「不信の払拭というが、四党合意に対するさまざまな解釈や受け止め方がある。落差は大きい。統一的な見解を示すべき」「国労とともに勝利解決をめざす点では異論はないが、国労と闘争団との間の関係修復のためには当事者である闘争団要求の実現を前に立てるべき」等の意見が出されました。

この後、中央共闘としてアピール「国労とともに勝利解決をめざす決意」をまとめることについて議論となりましたが、議事の進行上、再度十分な調整をはかるために、二瓶事務局長から、国労との質疑応答を踏まえて、出された意見や要望を元に事務局が中央共闘としての見解をまとめ、四役会議を経て検討し、4月中を目途に常任幹事会を再結集するとした事務局長判断を全体で了承しました。

以上が昨年5月30日の四党合意以降の中央共闘における議事経過の流れです。

3 中央共闘としての見解

以上のように経過を振り返ってみますと、常任幹事会での議論は、四党合意をめぐり、JRに法的責任がないことを国労が大会決定することへの懸念、国労が十分な組織内の合意形成をはかり、闘争団の不信感を払拭してほしいとの要望、解決交渉や裁判の見通しと今後の具体的な運動のあり方などに集中し、国鉄闘争における共闘組織としての中央共闘の役割や位置付けが厳しく問われるものでした。

1月27日の続開大会で国労が方針を決定した後も各加盟団体からは、国労がJRに法的責任がないことを認めても、国鉄分割・民営化の過程で行われた採用差別という不当労働行為の事実が消し去られるものではないという認識を内外に明らかにしてほしいとか、あるいは労働委員会制度に悪影響を与えることのないよう解決の道筋はしっかりつけるべきだとの意見が出されています。またILO勧告の事実誤認に対する取り組みのあり方や最高裁の動向と政治の場における解決交渉の見直しなど情勢認識について意思の疎通を求める声が寄せられています。

こうしたことから、中央共闘として以下のことを国労本部に要請します。

解決交渉にあたっては、当事者である闘争団との十分な合意形成に向け鋭意

努力を続けること。

闘争団が納得いく解決を勝ち取るために「全面解決要求」や「闘争団要求」の実現に全力をあげるという要求で一致すること。

政治の場における解決交渉や最高裁の現状など共闘に対しても情報を正確に伝えること。

いうまでもなく国鉄闘争の帰趨は労働運動そのものの行く末に重大な影響をもたらします。戦後最悪の失業率を更新する厳しい雇用情勢のなかで、リストラや倒産による不当解雇や争議は後を絶ちません。労働組合の真価がこれまでに以上に問われ、国鉄闘争はまさにその渦中にあるといっても過言ではありません。中央共闘に結集する多くの加盟団体が国鉄闘争を自らの課題と捉え、闘争団への激励、DLR基金や闘争資金カンパ、各種行動や集会への参加などを通じて長期にわたる支援を続けてきた理由もここに 있습니다。すでに国労では100万人署名や集中宣伝、全国連鎖キャラバン行動など5月～6月における大衆行動の取り組みなども計画されていますが中央共闘としても各加盟団体から出された要望や意見を尊重しながら、引き続き国労との協議や連携の中から、今後の闘いの展開についての認識の一致をはかりつつ、なによりも当事者である1047名が納得いく解決勝利を勝ち取るため、ともに全力をあげることとします。

以 上